



第203号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田宮 呉策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717.5910
 定価 1部 20円

11月26日～12月2日

全国一せい火災予防運動

今年も全国火災予防運動が11月26日から12月2日まで一せいに実施される。

今年度の上半期における火災は、昨年同期に比較し7,800件余りの増加を示し、また火災による死者も203人の増加をしめしている。

そこで消防庁では次の全国一せい実施事項をきめ、焼死者を防止する火災予防運動を各機関に要望している。

全国いっせい実施事項

- (1) わが家の防火総点検
- (2) たばこの投げ捨てと寝たばこの防止
- (3) 暖房器具の正しい使い方
- (4) 旅館、ホテル、百貨店、事務所等多数の者の出入する防火対象物における消火避難訓練の実施
- A. 防火管理者を中心とする自主的な消火避難訓練の実施
- イ. 消防用設備の点検および使用の訓練の実施
- (5) 防災規制の徹底

大阪市では「防火展」など

大阪市消防局でも同期間中いろいろの広報活動、催物を行うが、主なものをひろってみると。

防火展 11月24日～11月29日 大丸百貨店の8階催場で開催。

消防フェスティバル 11月25日 1時半から大阪厚生年金会館で

総合消防訓練 11月26日 10時から大丸百貨店周辺

甲種48.5%、乙種44.8%

大阪府、秋の主任者試験合格発表

大阪府では11月15日、近畿大学で、本年度第3回目の危険物取扱主任者試験を実施、27日一せいに合格者を発表した。

合格率は甲種48.5%、乙種4類44.8%とまずまずの成績。試験当日の欠席者は、甲種が4%弱にもかかわらず、乙種は11%を超え、乙種受験者の不まじめさがうかがわれる。

	申請者	欠席者	実受験者	合格者	合格率
甲種	676	26	650	315	48.5%
乙種	3993	443	3550	1587	44.8%

最近の主任者試験結果

	甲種	乙種4類
42年10月	53%	51%
43年10月	39%	49%
44年10月	48%	47%
45年2月	—	56%
45年8月	—	47%
今回	49%	45%

▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽

相次ぐ給油所事故

△△△△△△△△△△△△△△△△

改修工事中・作業火で引火

ポンプ室爆発

9月20日前午11時頃、西区南堀江N石油会社の給油所で建物改築工事中の鉄骨熔断火花で洩れていたガソリンに引火、ポンプ室に誘爆、さらにポンプ配管が破裂して火勢が大きくなり大騒ぎとなった。

この給油所は、41年11月に建設されたノンスペース型で一般取扱所を併設していた。ところが販売室をはじめ用品庫等狭いため、2階を増築すべく、変更許可をとり、また危険作業屈も出し、9月11日より工事に着工した。

ポンプ室は間口1.5メートル、奥行2.5メートル鉄筋コンクリート造りで、前面出入口に片開きの甲種防火戸が取り付けられ、内部に単式ポンプ1台、複式ポンプ1台が設置されていた。

当日、ポンプ室は閉めて施錠し、また換気口にもシートをかぶせ、一応万全の措置をとったと判断し附近で作業火を使用したが、矢張りちょっとしたスキがあった。すなわち、防火戸にはもちろんシキイではなく、見た目にはビシャリ閉っているようだが、戸と床にはガソリンの液や蒸気が流れ出るスキが空いていた。

作業は、ポンプ室入口の直上、床から4.5メートルのところで鉄骨をガス熔接器を用いて熔断していたが、熔鉄片が落下し、ポンプ室より洩れていたガソリンに引火した。その後ポンプ室が爆発し、防火戸を吹飛ばした。

なぜガソリンが洩れたのであろうか。ポンプ設備は設置後3年半程度で著しく老朽化しているというものではないが出火3日前にもガソリン漏洩があり、単式ポンプの修理を行っており、ポンプ配管系統から洩れていたのではないかと推定されている。

丁度給油所従業員も、工事人も居合せたので、数人が泡消火器2本、粉末消火器3本を使って、ポンプ附近の炎をほとんど消火した直後また火炎は急激に大きくなかった。ポンプ附近の燃焼でパイプが裂け、ガソリンがドーッと流れ出たわけ。その後消防隊が到着し消火した。

改修工事については、給油所側も、工事側も相当保安対策について配慮していたようだが、①危険作業に関する所轄署の「火気を使用するときは給油所の休日（註、ポンプ設備を使用しないから）に行うこと」を守らなかった。②保安対策になお一層の細かい注意がはらわれていなかつた等、給油所改修中の危険作業についてはツメが甘かったようだ。

従業員のミスで ノンスペース燃える

10月7日、午後11時頃、大阪市内某給油取扱所において給油中燃料タンクからガソリンをオーバーフローさせたため、給油していた単車のエンジン火花により引火し、単車および給油設備を全焼した。

この給油取扱所は、鉄筋コンクリート造2階建事務所を有する全面上屋のノンスペース型の屋内給油取扱所で、敷地面積、建築物等最小規模のものである。

当時、給油取扱所には従業員1名が宿直していたが、また来客があったので終業後であったが給油を行った。火災の原因は単車のエンジン火花と推定されるが、当時、従業員は計量機のゲージを見ながら給油していたため、燃料タンクにガソリンが充填された時に給油ノズルをストップできなかった。運転者はエンジンをかけたまま単車にまたがって給油を受けていたが、ガソリンがオーバーフローした瞬間に出火したため、あわてて避難しようとして単車を転倒させてしまった。

丁度燃料タンク内のガソリンを火面にぶちまける恰好となり、従業員が事務所内にあった泡消火器で消火に当ったが燃焼火力が強烈で消火しきれず、顔面、両手に火傷を負うはめとなつた。

ゲージに見とれて バイクのタンクオーバー

給油中、ゲージに気をとられたことがオーバーフローの直接の原因であり、給油中にゲージを見ていなければならないということには、それなりの理由があると思われるがいずれにしても、給油中は他に気をとられることなく燃料タンクに注目していなければならない。

ノンスペース型計量機については、給油ノズルを地上1.8mまで巻き上げることにより送油ポンプが停止する構造になっているが、ホースが給油するときの状態で止まっている場合、ポンプは依然として回転しているので、床面の火災等により、ホースが焼けて穴があけば、ガソリンが連続して送られてくるので、大規模の事故に発展するおそれがある。

日頃から給油の操作要領を心得ていなければ、押ボタン一つの簡単な操作を忘れるこことによって、大事故を引き起すことになる。

給油取扱所における給油作業については、法令に取扱基準が定められており、自動車等が給油を受けるときはエン

ジンを停止しなければならないことになっているので、従業員が取扱基準を守らなかったことが最大の火災原因といえる。

また、危険物施設においては、危険物取扱主任者が立ち合わなければ危険物を取り扱うことはできないが、当時、給油取扱所の宿直にあたっていた従業員は、永年給油業務に従事してはいたが、危険物取扱主任者の資格をもっていなかった。これが事故の原因につながっていることはいうまでもない。

給油取扱所が比較的安全な施設であると考えていた関係者にとっては大きな警鐘であったと思われる。

給油取扱所が厳しい規制を受けていることが、かえって安全な施設であると思われがちであり、事実そのとおりである。だが、いかに構造設備が整っていても、肝心なのは危険物の取り扱いが正しく行われているかどうかである。

この給油取扱所は、この火災事故によって閉鎖の憂き目に見たが、関係業者の責任者は、この機会に、危険物施設の設備点検はもとより、危険物取扱主任者が常時立ち合い、法令に定める技術基準に従って、危険物の取扱作業が安全に行われるよう鋭意検討が望まれる。

大騒ぎ・給油所隣家でガソリン臭 いんぺい配管部より漏油か

10月下旬、天王寺区上之宮町K石油会社給油所で、少量のガソリン漏洩事故があり、たまたま隣家に地下室があつたことから、地下室壁にじみ出るガソリンに大騒ぎとなり、その上点検過程で給油所床を掘り起したところへ雨が降って水がたまり、浮いた油が大量の油のようにみられ、

ことを大きくしたが、その後の総点検と配管替えて、このさわぎもおさまった。

同給油所は、昭和40年9月に許可されたノンスペース型で、今年の8月頃1号ポンプの修理を行ったが、その後隣家地下室の内壁にガソリンのしみができ、又臭気もするのでK石油ではその地下室の換気設備をするなどの措置をとっていた。

しかし隣家ではなお心配なため消防当局に通報、大がかりな調査点検となった。

全配管系統についてエアテストを実施したところ異常なかったが、下水管に油が検出されるのでなお縦密な点検を行なってみると、3号ポンプが長時間可動の結果、ゲージ指針にわずかに疑義がみとめられたので、その系統の地下埋設管を取替えた結果、隣室地下室の蒸気濃度も爆発の危険範囲外となった。

漏洩箇所は3号系統の配管部分であつただろうと推測はされているが、ポンプ機構上修理時には1ℓ足らずのガソリンがどうしても漏出するようであるから、勿論できるだけ漏出防止には注意しなければならないが、漏出油の処置についても（例えばその附近の床から地中に浸透しない構造とか）、管理（修理時、作業時の漏油か、故障による漏油かの判断等）面について細心の注意が必要であろう。

なお、この事故で、ノンスペース型配管について次のような教訓を示している。

望ましい露出配管工事

ノンスペース型給油所

すなわち、最近配管は建物の構築物内にいんぺい工事されているが、これでは漏洩その他の点検も不正確で、また改修作業もなかなかむづかしいから、矢張り露出配管が望ましい。



建築基準法の改正について

田 中 隆 夫

昨年1月23日に建築基準法施行令の一部が改正されましたが、本年に入って6月1日には建築基準法の一部が改正され、さらに近く同法施行令の一部が追加して改正されることになっております。すでにご承知のようにこうした建築基準法令の改正と相まって消防法令についても、一昨年の法の一部改正をはじめとし、昨年3月の消防法施行令の改正、同施行規則の改正といったようにこのところ建築、消防の両行政について関係法令の改正が相次いで行なはれ、その内容については相異あるものの、人命の保護ということに共通した防災に関する技術基準の制限強化がはかられております。消防法令の改正内容については、すでに本紙にも掲載されていますので今回は建築基準法令の改正内容について、その概要をお知らせしたいと思います。

なお、今回の改正については従来、抜本的な改正が必要であるといはれていましたが、最近になって工場そう音、日照妨害、さらに違反建築というように建築基準法をめぐる問題が、いろいろと社会的にとり上げられたことに伴ない、本改正問題がにはかに表面化されたのであって、立法当時（昭和25年）と現在とではその社会的、経済的な背景が大きく変革し、その結果、さきに述べたような問題が表面化してきたことによるものであります。

その1 建築基準法改正の要綱

昭和41年8月建設大臣がその諮問機関である建築審議会に「建築関係法制を整備するための方策等について」を諮問した結果、昭和42年12月審議会より、これについて答申があり、この答申に基づき建築基準法改正の要綱が策定されたのであって、その内容は次のようなことである。

(1) 建築執行体制の整備拡充

生活環境の悪化防止とその向上をはかり、国民の諸活動の円滑な遂行をはかるために、建築規制はより適確に、かつ能率的に行なはなければならないということで、法の執行主体（特定行政庁という）を、人口25万以上の市の長を特定行政庁とすることにしている、したがって現在のような都道府県を主体とした方式を改め、人口25万以上の都市に建築主事を置かなければならないとしている。これによ

り從来に増して充実した都市建築行政の執行体制が確立されるものと思はれる。

(2) 違反是正措置の整備強化

従来のように違反建築の是正措置には多くの日時を必要とするため、摘発、是正の能率が低下していたことからがみ、是正手続の簡素化をはかることとして、巡視、検査等をひんぱんに実施するため、建築監視員制度を採用し、当該吏員に違反建築物について、施行の停止若しくは使用的の禁止を命ずることができる権限を付与することとしている。また違反建築物について、さきのような命令をしたものについては現場にその旨の標識を設置させることになっているので、これにより違反建築関係者に対して、大いにいましめを与えることの結果、違反建築の防止にその効果を期待することができるものと思はれる。

(3) 建築物の安全及び衛生の確保のための技術的基準の整備

最近の社会経済の進展並びに建築及び関連分野の技術革新に伴ない、建築物の用途、規模、構造、形態等が格段に変化しつつあるので、これに則応して建築物に要求される安全性について、新しい観点をも加味して総合的に再検討し、安全で合理的、かつ経済的な建築物を造らうとするもので耐火建築物、又は簡易耐火建築物としなければならない建築物の制限強化、非常用エレベーターの設置義務、内装の不燃化規定の強化、排煙設備基準の強化、防火区画に関する規定の強化、避難施設に関する基準の強化（二方向避難を主体に考える）地下街に対する防災基準の強化をはかるものとしている。

(4) 地域、地区制度の整備

土地利用の混在を防止して良好な環境の確保と能率的な土地利用の実現をはかろうとする従来の本制度の趣旨を推進し、国民生活の要求にペターに適合するものとするため、現在の地域、地区制度の改善をはかろうとするもので、用途地域の細分化、専用化、地域内建築物の制限強化、容積率（建築物の延面積の敷地面積に対する割合）制限の全面適用、建ぺい率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合）制限の合理化をはかるものとしている。

その2 法及び政令改正の内容

法及び政令はその一に示したような要綱に基づき、各関係条文の改正作業が進められたわけで、とくに緊急を要するものとして前記(3)中、内装制限の強化、二方向避難、防火区画に関する規定の強化については、すでに昨年1月23日に改正、公布され同年5月1日から施行されているものであって、

(1) 防火区画

防火区画については耐火又は簡易耐火構造の建築物で、

それぞれ延べ面積が500平方メートル～1,500平方メートルをこえるものは防火区画（耐火構造の床若しくは壁又はその開口部を甲種防火戸で区画する）をしなければならないとされているが、スプリンクラー、水噴霧、泡消火設備等で自動式のものを設けた場合は、その部分について防火区画をしなくとも良いとされていたのを改正して、消火設備を設けた部分の二分の一の部分だけを対象とするようになり、厳しく制限された。つまり消火設備を設けていても、なお、かつ防火区画が必要であるわけで、これとともに多層階の場合は階ごとに必ず水平的な防火区画も行なはなければならないとされている。

(2) 二方向避難

二ヶ所以上の直通階段（その階から避難階又は地上に通じる階段）を設けなければならぬとされる建築物のこの階段の位置については、従来、集中して配置されていても、そのヶ数及び階段に至る歩行距離等の制限について適合しておれば良いものとされていた例、センターコアシステムのコア部分に配置されている階段）が、集中配置の場合には、火災時にこれらの階段が使用できなくなるというケースが起り、避難に支障をきたすことになるので、できるだけ相離れた位置に設けて二方向避難が可能となるように設置しなければならないように規定されている。また避難階段、特別避難階段（耐火構造の壁で囲まれた階段室内に設けられる階段で排煙の設備を有するもの）の構造についても、より安全に避難がはかれるような構造とするよう規定の強化がはかられている。

(3) 内装制限の強化

内装制限（居室及びこれに至る廊下、階段、通路の壁及び天井の内面を防火材料で仕上げて着火の危険を緩和すること）については従来、きびしく規制が加えられてきていたが、比較的、耐火構造建物については、その制限が緩かであった。しかし耐火建築物での火災事故もかなり多いわけであるので、その用途によりこの制限を加えるよう改正

がなされたわけで、ホテル、病院、共同住宅といったものについては耐火建築物であっても、規模の大きいものはこの規制を受けることになっている。

(4) 地下街の防火及び避難について制限の強化

地下街での出火時は、消防の困難とともに避難に重大な支障をきたすことが予想されるものである。したがって可能な限り出火の危険を排除し、避難については万全の対策が必要である。今回の改正では各店舗ごとの防火区画と、地下道の構造並びに排煙の設備について、きびしく制限が加えられている。

以上の事柄はすでに実施されている政令改正規定の概要であって、本年6月1日には建築基準法の一部を改正し、さきに述べたような執行体制の整備拡充、違反是正措置の整備拡充、建築物の敷地、構造及び建築設備基準の強化、用途地域の整備、容積率制限の適用、建ぺい率制限の合理化等に関する規定の改正が行なはれ、これについては昭和46年1月1日から実施されることになっている。なお、近く政令の一部が改正される（12月1日付頃の予定）が、これの内容については概ね次のようなことが、新たに規制または強化されるようである。

(5) 非常用昇降機（エレベーター）の設置義務

高さが31メートルをこえる建築物には、消防活動（消火、人命の救出を主に考えている）を容易にするため、非常時の場合、これを利用しうるエレベーター（非常時にも運転が可能である）を設置しなければならないとされている。ただし、31メートルをこえる部分の用途、規模によつては設置しないこともできるが、原則として設置しなければならないものであり、その台数については建築物の規模に応じて1台若しくは2台以上ということになっている。また当該エレベーターの設置位置、構造、ロビーについてもかなりきびしい制限が加えられている。

(6) 排煙設備の基準強化

従来、排煙設備に関する規定については、特別避難階段

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置

防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置

泡・ガス・エアーホーム消火装置

} YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株)

} 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

に設けるもの、または内装制限の代替としてスプリンクラー等の消火設備と併設しなければならないものがあったわけであるが、新たに排煙設備を設けなければならないものとして、劇場関係、病院、ホテル、共同住宅等、学校又は体育館、百貨店、マーケット、キャバレー、遊技場等のはゆる公衆集合場所亦の建築物及び階数が3以上で延べ面積が500平方メートルをこえる一般建築物、同じく延べ面積が1,000平方メートルをこえるもので床面積が200平方メートルをこえる一般建築物には排煙設備（排煙口、排煙風道、防煙区画、手動開放装置、排煙機、電源等が必要な設備）を設けなければならないことになっている。これにより火災時の煙による被害の軽減が期待できるものと思はれる。

(7) 非常用の進入口の設置について

火災時、消防活動及び人命救出のための非常用進入口として、高さが31メートル以下の部分にある3階以上の階の外壁面に相互間隔40メートル以下ごとに巾75センチメートル、高さ12メートル以上の外部から開放又は破かいすることができる開口部を設け、これにより内部に進入することができるようしなければならないことが規定される。したがって今後の消防活動が容易に行えるものと期待するものである。

(8) 内装制限の適用を拡大

さきにも述べたとおり、内装制限の適用については逐次、その規定を整備、強化拡充されてきているが、さらに適用範囲（例えば一般建築物でも階段が3以上で延べ面積が500平方メートルをこえる建築物についても適用されるので、一般事務所ビルであっても、これに該当し、内装の自由が抑制される）が、かなり拡大されるので内外ともに不燃化された建築物が建築されることになり、火災発生の危険が軽減されることになると思はれる。

以上が近く改正される政令の概要であり、このほか構造強度に関する技術基準の改正等があわせて行なはれること

になる様である。このような建築基準法令の、とくに防災に関する制限の強化がはかられ、消防法令による防災の設備が完備される結果、火災の発生を防止し、火災時における人命の危険が緩和されていくことは、行政上の問題もさることながら、社会的にも広く公共の福祉を増進することに期待されるものである。

（大阪市消防局、予防課、建築係長）

危険物関係法令集	￥ 250
危険物理化学（乙種）	￥ 200
試験問題集（乙種4類）	￥ 150
危険物施設早わかり（1集～4集）	… ￥ 650

大阪府危険物品協会連合会

標識・掲示板は協会で

危険物製造所	鉄板・メラミン塗装製
危険物給油取扱所	（白地黒字） 強化プラスチック製
危険物小量取扱場	（白地黒字） ￥ 550
その他各種	
類別・品名	（白地黒字） "
火気 禁	（赤地白字） "
火気 注意	（赤地白字） "
禁 水	（青地白字） "
注水 注意	（青地白字） "
給油中エンジン停止	"
消火器・使用法 [各種消火器]	塩化ビニール製 ￥ 80
危	（夜間運搬用・黒地黄字） 鉄板・メラミン塗装製 発光字 ￥ 650
危険物	（運搬用標・黄地黒字） 織布製 ￥ 70

大阪市危険物品協会

消防ポンプから家庭用消火器まで！ 消防機器の総合メーカー



森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区鹿児町2の33
TEL (751) 13351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
富山・北海道

小型タンカー沈没

重油流出……(大阪港)

9月21日、午前10時10分頃、大阪市大正区鶴浜1丁目、港湾局機械工場400メートル沖の大阪港で小型タンカー「新進丸」62トンと貨物船「宝勢丸」191トンが衝突、沈没した。新進丸は、宝勢丸にロープ等で横抱きにされ曳航されたが、岸壁附近まで来たところで船首を海面上に突出した格好で沈没した。

三菱石油鶴町油槽所から重油115キロリットルを積載し尼崎市へ向う途中の新進丸右舷操舵室に、大正内港から木津川河口に向う途中の宝勢丸のへ先が衝突したもので新進丸の乗組員に死傷者はなかったが3番油槽に亀裂を生じC重油60キロリットルが附近海面上100メートル四方に流出した。

水上火災のおそれがあるため、海上保安庁の巡視艇「よしかぜ」が油の拡散を防ぐため、ビニール製オイルフェンスを張り、大阪市水上消防署「ときわ丸」、三菱石油「第8菱丸」らが「よしかぜ」とともにオイルフェンス内外の流出重油に対し、沈降剤約500缶(18リットル入り)を散布する。一方沈没船の1.2番油槽に残っている重油については、新進丸の僚船が移しかえ作業を行った結果、約2時間後、火災の心配はなくなった。



給油船爆発して油流出

9月28日午後5時過ぎ、和歌山県下津港で、給油船「T丸」(16トン)がエンジンをかけた直後大音響とともに爆発、約15メートルの火柱をあげて燃え上った。地元消防団とM石油自衛消防隊で消火したが、同船に積んでいた油が附近海域100平方メートルにわたり流出、オイルフェンスを張りめぐらし、沈降剤で処理した。

配管はずれ重油流出

60キロリットル大和川へ

11月9日午後1時30分頃、堺市S会社のC重油が、配管部の故障から漏洩し、配管溝(コンクリート製)を通じて放水路より大和川に流出し、巾3メートル、長さ2,300メートル深さ数10センチメートルにひろがったが、オイルフェンスの展張、バキュームカーでの吸引、中和剤散布で大阪湾への流出を防ぎ、ことなきを得た。

同配管は、メインタンクより200キロリットルサービスタンクへ通ずる約15センチメートルのものである。

配管は鉄製サポートで支持されていたが、これが折れたためパイプがむれ、伸縮可動式継目から油が洩れたものである。洩れた油はコンクリート製の配管溝を流れたため、故障箇所の発見が遅れ、また消防機関への通報も非常に遅れた。

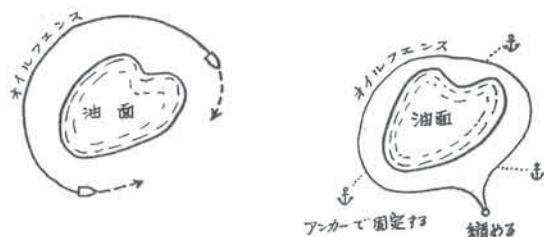
幸い、C重油のこととて引火点が高く、引火はまぬがれたが、保守点検の強化、早期発見並に早期通報態勢の再整備が望まれている。

京都桂川でも

京都市でも11月2日朝、右京区のN会社より重油が桂川に流出した。これはメインタンクよりサービスタンク(700リットル)へ重油を輸送中、サービスタンクのオートストップスイッチが故障し、タンクに満パイになっているのにポンプが可動して約5,000リットル流出したものとみられている。

オイルフェンス

水面等に流出した油の拡散を防止するための器具で油面を図のように包囲し、徐々に油面積を縮め、また必要とあらば安全な場所まで移動させたのち、沈降剤(界面活性剤)で浮遊する油と結合、油を水より重くさせて水底に沈降させるなどして処理する。



あぶない 消し忘れ 切り忘れ

生活環境部、消防防災課新設

大阪府機構改革、公害対策を重点

大阪府では、公害対策を中心とする府民の生活環境回復への施策を強力に推進するため、11月1日付で生活環境部を新設し、從来民生部に属していた消防救助課を一層充実してこの部に所属させることになった。同部の組織は次のとおりである。

- 生活総務課
- 環境整備課（生活環境対策の企画、産業廃棄物処理対策ごみ、し尿処理施設の整備）
- 公害対策課
- 大気課
- 水質騒音課
- 交通対策課
- 消防救助課（防災対策の企画、消防、危険物、災害救助）
なお、同課には、大阪府堺防災連絡所（0722-44-0912）を設け、また、危険物関係は従来どおり予防係（内線3845）が担当する。

元万博署長 堀田氏ら人事異動

大阪市消防局では、万博消防署閉鎖に伴う出向職員の異動を次のとおり発表した。

- ▷ 任消防監、総務部主幹 堀田忠男（万博署長）
- ▷ 任司令 警備課航空隊長 滝本京作（同） ▷ 任司令東住吉警備司令 吉田美作（万博） ▷ 予防課主査 司令恒藤滋（万博） ▷ 警備課第2係長 司令高橋毅（警備課）
- ▷ 警備課司令係長 司令倉田幸義（ ） ▷ 警備課司令山元誠蔵（警備） ▷ 東淀川警備司令 林田肇（城東）
- ▷ 城東警備司令 野坂利栄（総務課）

大阪市協会で講演会

「産業廃棄物処理対策について」

大阪市危険物品協会では、最近とみにやかましい産業廃棄物（廃油、廃酸、プラスチック屑）の処理対策について府の環境整備課より講師を招き11月13日、大阪厚生年金会館で講演会を開催した。会員約160名が参加し熱心に聴講した。

挨拶 大阪市危険物品協会副会長 大田竜藏氏

講演 大阪府環境整備課主幹 大庭忠男氏

映画 緑の十字シリーズ「爆発防止編」

なお当日試写した映画フィルムは16mm映写機とも会員事業所に貸出しの予定。

全国危険物安全協会連合会理事会

9月3日正午より、東京都全国町村会館で創立後の第1回理事会を開催した。

1. 会長挨拶
2. 連合会の運営について
3. 会費の賦課及び徴収方法について

以上の件に関し運営の面で本年度に限り理事会開催の回数を9月、1月、5月の3回とし、5月の総会は同下旬に開催の予定。別に11月に会長、副会長の会合を持つことになった。

本年度の事業計画については本年度は創立後の期間も少なく、また予算も暫定的な点もあって事業もあれもこれもと望むのは無理だから、とりあえず本年度事業として機関紙の発行を決めた。但し本年度に限り1回を12月に発刊する計画。

来年度はその他の事業も併せて活発に推進すること。

会費の納入は9月末迄加入の遅れた県は10月末まで

会費は年額 15,000円、会長の県 35,000円、副会長の県 30,000、役員就任の県20,000円と決定して午後4時閉会。

大阪府危険物品協会連合会臨事総会

日 時 10月24日午後3時

場 所 池田市伏尾の鮎茶屋

表記の臨時総会を開催、次の議案について報告並びに審議、終って懇親会に移り19時散会。

1. 会費の増額の件
この件は各ブロックに委員を委嘱の上検討して決定する。
2. 全国連合会総会及び第1回理事会等の報告

出席会員50名

以 上

吹田市危険物協会協会秋期総会

11月11日午前9時吹田市消防本部前に集合。

約50名会員を観光バスで堺市港の石油基地にゼネラル石油KKの製油所及び各種の消防設備を見学。

14時樋原神社前の樋原観光ホテルに着。昼食を早々に終えて飛鳥の史跡を見学。15時半解散帰途につく。

主任者章を付けましょう

大阪市内では、選任された取扱主任者に、主任者章をつけることになっています。未だの方は所轄消防署に申し出て、全員付けましょう。

なお、乙種の主任者章が、本年11月よりアルミニウム製から、プラスチック製に変りました。